

一 哲 学 会 報

一橋大学哲学・社会思想学会会報 No. 29
(「研究会便り」より通算第57号)

発行者 一橋大学哲学・社会思想学会
発行所 一橋大学哲学・社会思想学会事務局 tel./fax 042-580-8644
〒186-8601 国立市 中2-1 一橋大学社会思想共同研究室
Email: phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp

URL: http://www.soc.hit-u.ac.jp/~soc_thought/conference.htm

第24回一橋大学哲学・社会思想学会

【日時】 2018年12月1日(土) 10:00 開場

【場所】 職員集会所 大広間(西キャンパス)

【個人研究発表】

10:30~12:00 村山 正碩(本学社会学研究科) 司会 井頭 昌彦(一橋大学教授)
「画像における情動表出の多様性」

13:00~14:30 岩井 洋子(本学社会学研究科) 司会 井頭 昌彦
「田辺元の国家論と同時代の国家論
—国家法人説、国家有機体説、国体国家論との比較—」

14:40~16:10 淵田 仁(本学社会学研究科ジュニアフェロー)
司会 森村 敏己(一橋大学教授)
「18世紀フランス経験主義における「事実」の理論的地位について」

【マルクス生誕200年記念企画】

16:20~18:10 「物象化のもとでの「普遍的資産」と所有権原理
—ヘーゲル・マルクス関係の一考察—」

明石 英人(駒沢大学経済学部准教授)
司会 島崎 隆(一橋大学名誉教授)
特定質問者 菊地 賢(本学社会学研究科)
久富 峻介(本学社会学研究科)

18:20~19:50 研究懇話会

目次

第24回大会案内	1
個人研究発表要旨	
村山正碩	2
岩井洋子	3
淵田仁	4
マルクス生誕200年記念企画発表要旨	
明石英人	4
2018年夏大会資料	
シンポジウム総括	6
発表のまとめ(横山陸)	7

画像における情動表出の多様性

村山 正碩(本学社会学研究科)

絵画や写真といった画像は、リンゴや富士山といった目に見える事物を描写するだけでなく、目には見えない情動を表出することもできる。たとえば、レンブラントの自画像は自尊心を、ムンクの『叫び』は実存的不安を表出している。画像に関する哲学的研究において、描写は一大トピックであり、非常に盛んに議論されている。一方、画像の表出作用は十分に議論されているとはいえず、その特徴はあまり明らかにされていない。本発表はドミニク・ロペス、ミッチェル・グリーンらの研究に基づき、画像における情動表出の多様性を体系的な仕方で明らかにしたい。

多様性を体系的に探求するには、共通点が良い出発点となる。しかし、画像表出は一見したところ、雑多な現象の寄せ集めである。日常生活に見られる情動表出と比較しよう。われわれは表情や身振り、発話を用いて情動を表出する。したがって、画像は何らかの表情や身振りをしている人物を描くことで情動を表出できる。一方、画像は情動を表出する光景を描くこともある。これは日常生活では見かけないものだ。たとえば、『叫び』に描かれたうねるような空は(描かれた人物とともに)不安感を表出している。また、ロマン主義者が発明した「表出としての芸術」という考え方によれば、画像的芸術は作者の情動の表出である。ゴッホの『カラスのいる麦畑』はゴッホ自身を描いていないにもかかわらず、ゴッホの情動を表出しているといわれる。これらの現象を統括する画像表出なるものをどう理解すればよいのか。ロペスは画像表出とは何かという問いを、画像表出のメカニズムとは何かという問いから切り離し、前者だけを説明しようとする。その結果、ロペスの理論は説明力が弱いという欠点をもつが、画像表出の多様性の探求の出発点としては利用可能である。

画像表出のメカニズムはなおも謎に包まれているが、グリーンは問題解決の糸口を示唆している。グリーンによれば、画像表出には根本的に異なる二種類の情動の示し方がある。すなわち、情動がどう見えるかを示すケースと、情動がどう感じられるかを示すケースとに分けられる。したがって、画像表出のメカニズムはそれぞれの情動の示し方に応じた理論を要する。グリーンが実際に提出している説明には問題点が指摘されており、改善を要するが、本発表は画像表出のメカニズムを直接問題にするわけではない。むしろ注目すべきは、画像表出が二種類の情動の示し方をもつということだ。

2018年11月29日発行

私はロペスやグリーンの議論を検討し、そこから画像表出の多様性を明らかにするうえで重要な洞察を引き出す。そして、画像表出がいくつかのパラメータをもつことを指摘する。それらのパラメータに注目することで、画像表出と見なされる雑多な現象が一つの体系へと位置づけられ、いくつかの見落とされやすい変種も明らかになることだろう。

田辺元の国家論と同時代の国家論

—国家法人説、国家有機体説、国体国家論との比較—

岩井 洋子（本学社会学研究科）

田辺元は昭和9年の「社会存在の論理」を端緒に、以後、一連の「種の論理」を発表した。この論文の動機は国家の個人に対する強制力の根拠を糺し、その合理的根拠を求めることにあった。田辺はここで、強制力を自由に転じることができるのか、如何にして個人が国家建設に能動的に参加しうるかを問うた。そして、彼の主意は閉じられた民族的社会（種的基体）を開かれた類的国家に高めることであった。当時、世界は第一次大戦後の処理、恐慌の影響を受け混乱していた。列強はその利益を追求し、覇権主義的態度に出ている。日本もその強大化を図り、満州を手がかりに中国への侵略を本格化させようとしていた。一方、日本国内では暗殺事件、クーデター未遂が頻発していた。かかる混迷の時代にあつて、田辺は哲学の一つの使命として、国家の理性化を企図する。すなわち、各民族が国民という理性的個体を媒介として、民族的でありながら各個を通じての普遍的な開かれた国家（人類的国家）を田辺は構想した。それは、行為的弁証法に基づいた新たな「社会存在論」でもある。

当時、田辺が対峙する国家論が、大別すると二つあった。一つはドイツ国家学の系譜をひくイエリネックの国家論である。イエリネックは法学、社会学、政治学を総合した国家論を主張したが、これは一般国家学と呼ばれた。それはこの時代、普遍性を有する国家論と評価された。田辺にはこの国家論を前提に、これとは異なる視点の国家論を提示しようとする意図がある。

もう一つは、国体国家論である。当時、天皇、皇祖に関わる神話を中心にすえた国体国家論が幅を利かせていた。この国体論は美濃部の天皇機関説が国禁学説となってからは国定学説として、誰も異論を唱えることはできなかった。田辺はこの国体論には批判的であり、彼にはこれにかわる国家論を提示する狙いがあった。

本報告では、先ず国体国家論に影響を与えたギールケ¹の国家論について、次いで天皇機関説に影響を与えたイエリネックの国家論について、さらには代表的な国体論者として筧克彦の国家論について順次報告する。そして、最後にそれらの国家論と田辺の国家論との比較を行なう。思うに、田辺の論は従来の評価とは異なり、当時の国体国家論に対する鋭いアンチテーゼを投げかけるものであった。同時にドイツ国家学に追随する我国の国家論に反省を促すものであった。田辺はこうした視点から、哲学者の立場に立ち、新しい国家論を模索していた。報告では、このような田辺の態度を論証してゆきたいと考える。

¹ Otto Friedrich von Gierke 主著として、『ドイツ団体法論』全4巻 *Das Deutsche Genossenschaftsrecht* *afrecht* (1868~1913)、『ドイツ私法論』全3巻 *Deutsche Privatrecht* (1895~1917)。憲法学者の筧克彦 (1872 - 1961) はギールケに師事してドイツで学んでいる。

18世紀フランス経験主義における「事実」の理論的地位について

淵田仁（本学社会学研究科ジュニアフェロー）

一般的に、十八世紀フランス哲学は感覚や実験、経験による知に基づいて世界を理解しようとする〈経験主義〉に立脚し、生得観念といった普遍原理から出発する十七世紀の〈合理主義哲学〉に対して反旗を翻した哲学であると理解されている。この歴史的変化は、〈原理から事実へ〉という知的転回、もしくは幾何学的真理から自然学的真理への方向転換、あるいは演繹的方法から帰納的方法へという方法の変化等々、様々な命題として言い表される。このような地殻変動が哲学史のなかで生じたということは周知の事実であるといつてよい。

とはいえ、そもそも経験主義は、経験や実験による事実的なものをいかなるものとして取り扱っていたのか。具体的に言えば、原理ではなく経験的事実に依拠しようとしていた経験主義を標榜する者たちは事実にいかなる理論的地位を与えていたのか。こうした問題関心から本発表では、〈事実fait〉という語に着目する。日常的な意味で言えば、〈事実〉とは生じたこと、成したこと、事件、行為、問題という無数の意味を持つ、いわば〈ありふれた〉言葉である。そして、啓蒙の世紀におけるこの語が有する多層的な意味合いをフィロゾーフのテクストのなかに確認することが本発表の目的である。ただし注意すべきは、我々はこの言葉に何らかの哲学的定義を与えることを目指しているのではない。むしろ、フィロゾーフたちの言語的实践においてこの語がいかに作用しているのか、を提示することが本発表の主眼である。

具体的には、『百科全書』や『トレヴー辞典』における事実の定義問題やコンディヤックの認識論を巡る議論を取り扱う予定である。その作業から啓蒙期の歴史叙述や認識論において事実にいかなる理論的地位が付与されようとしていたのかが明らかになるだろう。

マルクス生誕200年記念

物象化のもとでの「普遍的資産」と所有権原理

—ヘーゲル・マルクス関係の一考察として—

明石 英人（駒澤大学准教授）

ヘーゲル『法哲学』によれば、市民社会に生きる人々の労働を介して「欲求の体系」が形成される時、そこには「普遍的資産」が生み出される。人々はそれぞれの能力や特性を発揮し、現実に労働しつつ、商品交換によって他者の労働の成果に依存しながら生活を維持するのである。このとき労働を通じた自己確証・相互承認は、人々のアイデンティティ形成の重要な要素となる。しかし、市場においては偶然性が支配するから、深刻な経済的格差が生じる。それに対して人々の生活を防衛するための手段・制度が必要になる。

以上のことは、自己労働に基づく所有権の保障、またそれを前提にしたセーフティネット構築の必要性という議論として理解すればよいのだろうか？ヘーゲルはむしろ、近代的所有権の形式性・抽象性を超出する人倫の可能性を考察しようとしていたのではないか？欲求の体系における人倫的なものには、格差、貧困といった問題だけでなく、かつてルカーチが『若きヘー

ゲル』で指摘したような物象化の問題も絡みついているのではないかと。つまり、自然発生的な社会的分業における意識活動の事後性・偶然性・恣意性などが、抽象法の形式的普遍性を通じて、自己労働にもとづく所有権の保障という近代的な統合原理に結びつくのではないかと。それを前提したままでは、いくら福祉行政的諸施策や職業団体による諸活動、国家諸制度のはたらきが広く展開されても、人倫の最高段階には到達しえないのではないかと。

本発表では、『法哲学』市民社会章の「普遍的資産」と『精神現象学』理性章の「事そのもの」とを照応させ、両者を社会的分業のもとで労働する諸個人の関係性の総体として理解する。そこで陶冶された諸個人が形成する精神的・物質的「能力＝資産」は、抽象法においては形式的な普遍性へと矮小化されるのだが、他方でそれは、市民社会において潜在的に形成されている人倫的なものの基盤であり（潜在的な主語としての「事そのもの」として）、将来社会の高度な人倫への「通過点」なのである。

まずは、アクセル・ホネットによる「『法哲学』の再生」の議論を検討する。それによれば、抽象法と道徳のもとでの諸個人の自由は一面的である。抽象法レベルでは、諸個人は所有権を基本とする諸権利の主体として、すなわち人格として形式的に尊重されるが、それぞれの実質的な社会的背景はまったく度外視される。道徳レベルでは、主観的な反省のもとで、内面的な自由が確保されたとしても、客観的な社会環境との接点が軽視される可能性がある。両レベルでのこうした一面的な自由が、社会病理としての歪みをもたらすが、ヘーゲルは人倫における三つの相互行為の範型によって、この歪みを乗り越えようとする。その意味で、人倫は「コミュニケーション関係という基本財（Grundgut）」である。抽象法と道徳段階での一面的自由を克服するために、家族・市民社会・国家段階での水平的なコミュニケーション的關係が展開されるべきなのだが、ヘーゲルは実定法的・国家制度的な後ろ盾を強調しすぎるために、その帰結として反民主主義的な立憲君主体制が導出されてしまったという。

以上のようなホネットの『法哲学』読解は、一面的な自由がもたらした歪みが人倫という社会的実践の場でいかに克服されるのかに焦点をあてたものである。「人倫の領域に妥当しなければならないのは、個人の自己実現、相互承認、そしてそれにふさわしい教養形成過程を保証しうるものであるはずの相互行為の実践から成るのでなければならないということである」とする彼の解釈には基本的に賛同したい。ただし、彼はコミュニケーション的相互行為のみに着目するので、労働を介した自己確証・相互承認を捨象してしまう。この点は発表者の解釈とは大きく異なる。人倫を位置づけるにあたって対比的に述べるとすれば、ホネットが重視するのが「コミュニケーション関係という基本財」であるのに対し、発表者が重視するのは、諸個人の労働が織りなす「普遍的資産」ないしは「事そのもの」である。

『精神現象学』における「事そのもの」や『法哲学』の「普遍的資産」を労働する諸個人が織りなす社会的関係性として理解すれば、自己労働にはさまざまな契機が含まれ、かつ人倫的な要素が不可分に結びついていることがわかる。しかし、「普遍的資産」は資本主義的生産様式においては、物象化のもとで、所有権原理によって矮小化された形で把握される。そのため、外側からポリツァイの介入を接合しても、また内側からコルポラツィオンによって相互扶助を図っても、人倫的なものは大きな限界に直面するであろう。それは今日の社会国家（福祉国家）が抱える多くの問題—とりわけ新自由主義イデオロギーのもとでの社会保障削減や労働組

合の弱体化—と重なっている。

マルクスが「ヘーゲル国法論批判」で述べたように、そうした公的介入や中間団体は、市民社会と政治的国家との分裂という近代的二元論を十分に媒介することができない。そもそも自然発生的な社会的分業のもとでは、「事そのもの」が現実の主語となることができないのは、物象化という必然的に生じる現象のために、個別意識が普遍性との結びつきを十全に把握することができないからであった。もちろん、ヘーゲル自身は、市民社会での陶冶のうえで、職業的諸身分および職業団体が政治的機能をもち、特殊性と普遍性が自覚的に結びつくと考えている。しかし、ヘーゲルの議論に物象化論を読み込むことができるとすれば、あるいは、ヘーゲル『法哲学』とマルクス物象化論の適切な対話が行われるとすれば、新たな問題設定が可能になるのではないか。そこでは、近代社会における社会的分業の中で、自己を確証し、相互承認を得ようとする諸個人によって現実がどのように把握されるのかという問題が、より詳細に展開されるはずである。労働する諸個人の行為を通じた個性あるいは特殊性と普遍性との相互浸透が、きわめて制約された形で主観的に把握されるなかで、「普遍的資産」という包括的な精神的・物質的ファンドを未来社会建設のために生かす民主的方法をヘーゲルとマルクスの対話から探っていくべきなのである。

2018年夏大会

夏大会シンポジウム「学問の世俗性と宗教言説」総括

宗教概念批判の深まりによって宗教と世俗との二分法が流動化した今日、「宗教」について語る学問の言説が「世俗的」であることはもはや必ずしも自明ではない。近代以降、特定の信仰に立脚してなされる神学とは異なる「世俗の学問」として自己を規定してきた宗教学がこの問題にとりわけ敏感になるのは当然だが、哲学や社会学、人類学など他の諸学問もまた、宗教言説の生成に携わるかぎりでは同じ困難に向き合わざるをえない。本シンポジウムの企図は、学問の世俗性というこの問われざる前提をさまざまな角度から再考することにあつた。

杉本隆司氏の提題「世俗の神学としての社会学——コントの精神的権力論をめぐって」では、オーギュスト・コントの提唱した「社会学」が、かつて神学が担っていた社会的役割を近代社会で引き受ける「世俗の神学」として構想されたものであることが明らかにされた。コントは、人々が何にも信を置けなくなってしまった革命後の混乱したフランス社会に秩序を取り戻すべく、科学による新しい精神的権力を打ち立てようとした。そこにおいて学者は、社会の進歩を民衆に提示する「近代の聖職者」となるだろう。こうしたコントの社会学の構想は、学問における宗教と世俗の二分法について再考を促す重要な歴史的素材である。

須藤孝也氏の提題「キルケゴールを論じる者の実存」は、哲学的宗教言説に焦点をあわせ、その類型と課題とを自身の研究対象であるキルケゴールに即して示すものであつた。キリスト教の実定性に立つキルケゴールの思想は、宗教の真理性を哲学的真理として再構成する「閉じた」宗教哲学研究とは折り合いが悪い。これに対し、須藤氏が展望する「開かれた」宗教哲学研究は、西洋近代哲学そのものが帯びる実定性をも眼差しながら、哲学と宗教との差異を前提に、それらのありうべき関係づけを思索するものであつた。この開かれた宗教哲学研究におい

て、キルケゴールの実存の思想は、研究者当人も含む多様な実存について反省的な考察を深めつつ、他なる「単独者」の尊厳を承認する多元主義的な視座へと開かれていくものであるだろう。

間永次郎氏の提題「英領インドにおける『宗教』言説——ガンディー研究者としての立場から」は、従来のサバルタン研究の限界を指摘し、インド土着の神秘思想と近代西洋思想との異種混合性からガンディーを捉える視点を強調する。複数言語にまたがって展開されたガンディーの宗教思想を対象としたこれまでの研究の多くは、研究者自身の言語的制約から、限定的な史料に基づいてなされてきた。そうした研究が概して英訳テキストを重視した結果、ガンディーの宗教性を二言目には「西洋近代」「プロテスタント」と結びつける問題ある言説が流布することとなった。こうした研究動向は、同時代の有力理論へのヘゲモニックな従属意識を反映するものであり、ここには学問的宗教言説を生成する研究者当人の隠蔽された世俗的動機が垣間見られる。

以上三つの提題のうち、特定質問者として登壇した深澤英隆氏によって本シンポジウムが提起した問いの理論的背景の整理がなされ、また各提題についてもそれぞれ質問が提出された。その後、会場との討議を経て、議論は最終的に宗教に関わる研究者自身の動機づけの検討へと向かった。「ポスト世俗化」を指摘する声も聞かれる今日において、宗教を論じる諸学問がどのように自己を規定すべきかという問いは、なお研究者各人に対して開かれたままである。これについて一様ではない豊かな仕方で反省が深められたことは、本シンポジウムの成果として積極的に評価したい。

2018年夏大会発表のまとめ

二十世紀ドイツにおける聖なるものの共同体論 —シェーラーとフォン・ヒルデブラントにおける宗教現象学の視点から

横山陸（日本学術振興会特別研究員/東京大学）

本発表は、二十世紀初頭のドイツにおける「聖なるもの」をめぐる議論を、マックス・シェーラーの宗教現象学の観点から再考することを試みた。思想史的に見ると、シェーラーは現象学を宗教学に応用した最初の人物であるが、論考「宗教の諸問題」（1921年）において、シェーラーは宗教心理学へ対抗するかたちで、みずからの宗教現象学を展開している。まず本発表は、宗教心理学とのアプローチの相違から、シェーラーの宗教現象学を特徴づけた。宗教心理学ということでシェーラーの念頭にあるのは、とりわけウィリアム・ジェームズ、ルドルフ・オットー、ゲオルグ・ジンメルの宗教論であるが、こうした宗教心理学は、宗教の固有性としての「聖なるもの」を、個人の心的内面の経験へと還元してしまう。それに対して、シェーラーの宗教現象学は、宗教現象を心的作用とその対象との相関関係において捉えようとする。それによると、心的作用への応答作用として、対象である「聖なるもの」に「神的なもの」が啓示されるという。こうしてシェーラーは宗教現象の固有性を、個人の心的内面の経験に回収し尽くされない、「応答作用」による啓示という側面から確保しようとしている。

つぎに本発表は、こうした啓示現象の実質を、シェーラーの『倫理学における形式主義と実

質的価値倫理学』(1913年)における価値感情の議論から解釈することを試みた。シェーラーは価値志向が充実されるさいの充足感を幸福と見なし、志向し充実される価値の種類の違いによって、幸福の諸形式を区別している。そのなかで、宗教的な価値である「聖」価値の充足感、最も深い幸福の形式として「浄福」と呼ばれるが、それをシェーラーはある種の救済感情として特徴づけている。浄福は、世界全体を肯定されたものとして開示する形而上学的感情であり、同時に、そのなかで他者たちの価値志向とその充足感としての幸福がまた理念的に肯定される道徳的感情だとされる。

最後に本発表は、シェーラーの議論からは、こうした「聖価値」の充足感としての「浄福」が、宗教的共同体の背景感情として解釈できることを示した。つまり、世界と他者とに開かれた「浄福」がある種の背景感情となって、他者たちとの連帯が成立することをシェーラーは示唆している。本発表は、シェーラーの実質的価値倫理学をカトリシズムの枠組みにおいて再構成したフォン・ヒルデブラントの現象学にも、こうしたモチーフを見いだせることを指摘した。

発表後の質疑応答では、有益な指摘をいただくことができた。それらは、主にシェーラーの現象学がほんとうに心理主義を免れているのか、という点を指摘するものだったが、それに対して、まったく「免れている」と答えることは難しい。とはいえ、次の二点には注意すべきだろう。第一に、フッサールと違いシェーラーにとって、現象学的還元とは、客観の側にある世界の実在性に関する判断を停止することではなく、主観の欲求や衝動を停止することを意味する。したがって現象学的還元は、主観の欲求や衝動から離れて—さらに主観が企投した因果関係から離れて—世界を解釈することを可能とする(世界開示性)。それゆえシェーラーの現象学は観念論的実在論を意味し、「神的なもの」の実在性を擁護する余地が生まれる。第二に、シェーラーは宗教心理学への批判を通じて、宗教現象の本質を個人の主観的体験に見る近代的な宗教観に対抗して、客観の側からの応答としての啓示の役割を再評価している。シェーラーの理解する啓示は、たしかに近代以前の啓示概念ほどの客観性をもっていない。しかしシェーラーによれば、「聖なるもの」への志向性が、客観の側からの応答である「啓示」によって充実されるさいの充足感が「浄福」であり、この「浄福」が宗教的共同体の背景感情と見なされる。したがって「啓示」はなお間主観的な現象であり、その意味では、ある種の客観性を具えている。